

第一問

(満点 100点)

{ 第二問とあわせ
時間 2時間 }

親会社P社とその在外子会社S社に関する当期(×5年4月1日～×6年3月31日)の〔資料〕～〔資料〕に基づき、問1～問3に答えなさい。

- (注) 1. 税効果会計で適用する法定実効税率は、P社およびS社とも各期を通じて40%とする。
 2. 税効果会計の適用によって生じる繰延税金資産・負債は短期のものと長期のものに区分するとともに、繰延税金資産と繰延税金負債の相殺は行わないこととする。
 3. 金額の計算において端数が生じる場合には、千円未満を四捨五入すること。

問1 P社に関する〔資料〕の決算整理前残高試算表と〔資料〕の決算整理事項および参考事項に基づき、〔資料〕の連結精算表におけるP社個別財務諸表(決算整理後)欄の ～ に記載すべき金額を、答案用紙の所定欄に記入しなさい。

問2 S社に関する〔資料〕の情報に基づき、S社の外貨表示財務諸表を日本円に換算したうえで、〔資料〕の連結精算表におけるS社個別財務諸表欄の ～ 31に記載すべき金額を、答案用紙の所定欄に記入しなさい。

問3 〔資料〕の連結精算表における連結財務諸表欄の 32～50に記載すべき金額を、答案用紙の所定欄に記入しなさい。

〔資料〕 P社の決算整理前残高試算表

残高試算表		(単位：千円)	
現 金 預 金	8,751	買 掛 金	29,876
売 掛 金	100,580	借 入 金	118,000
有 価 証 券	105,000	貸 倒 引 当 金	1,845
繰 越 商 品	40,200	退 職 給 付 引 当 金	30,000
貸 付 金	36,500	建 物 減 価 償 却 累 計 額	19,500
前 払 リ ー ス 料	2,439	資 本 金	300,000
繰 延 税 金 資 産 (短 期)	720	資 本 準 備 金	40,000
建 物	200,000	利 益 準 備 金	22,000
土 地	200,000	任 意 積 立 金	80,000
繰 延 税 金 資 産 (長 期)	17,000	繰 越 利 益	2,110
仕 入	363,500	売 上	451,000
広 告 宣 伝 費	2,650	受 取 利 息	1,200
給 与	15,982	受 取 配 当 金	15,080
退 職 給 付 掛 金	8,000	有 価 証 券 運 用 損 益	500
支 払 リ ー ス 料	2,439		
支 払 利 息	7,350		
	1,111,111		1,111,111

〔資料〕 P社の決算整理事項および参考事項

1. 売掛金・貸付金と貸倒引当金

- (1) 売掛金のうち25,660千円は、在外子会社S社に対する外貨建売掛金220千ドルを取引発生時の為替レートで換算した額であり、決算日の為替レートは\$1=¥114になっている。これ以外は国内の得意先に対する円建売上代金の未回収額である。円建売掛金も含めた円換算後の期末残高に対して1%の貸倒引当金を差額補充法で設定する。

- (2) 貸付金のうち 16,500 千円は、在外子会社 S 社に対して年利率 8%、期間 1 年、金利(月割計算)は満期日に元金とともに受け取るという条件で、×5 年 6 月 30 日に在外子会社 S 社に対して貸し付けた外貨建貸付金 150 千ドルを、取引発生時の為替レート(\$1 = ¥110)で換算した額である。

この貸付金の決算日現在の円換算額に対して 1%の貸倒引当金を差額補充法で設定する。なお、決算に際して見越計上する受取利息(ドル建)は、決算日レートで換算することとした。

- (3) 貸付金の残額 20,000 千円は、当期の期首に年利率 6%、期間 1 年、金利は貸付時に前払の条件で取引先に融資したものであるが、相手方の財政状態が悪化したので貸倒懸念債権として認定し、元金の返済期限を当期末から 2 年先まで延期するとともに、延期した 2 年間の金利を免除することにした。この貸付金については、将来の見積りキャッシュ・フローを約定利率で割り引いて算定した現在価値と、帳簿価額との差額を、貸倒引当金に繰り入れるが、帳簿価額の 1%を超える繰入額については税務上の損金とは認められないので、税効果額を繰延税金資産(短期)として計上する。

2. 有価証券

当社が当期に売買ないし保有した株式は次のとおりであり、すべて有価証券勘定で処理されている。

銘柄	保有目的	取得原価	前期末時価	当期購入額	当期売却額	当期末時価
A 株式	売買目的	4,500 千円	5,500 千円		6,000 千円	
B 株式	売買目的	2,000 千円	4,000 千円			3,500 千円
S 株式	子会社	800 千ドル	800 千ドル			820 千ドル
C 株式	その他	6,000 千円	5,000 千円			5,000 千円
D 株式	その他			8,000 千円		9,500 千円

注・売買目的有価証券にかかる評価差額については切り放し処理を行っている。

- ・ 其他有価証券の会計処理方法として当社が採用するのは部分資本直入法ある。
- ・ C 株式について前期末に計上した評価損は税務上で損金算入が認められなかった。またその評価損について、当社は当期にはまだ洗い替え処理を行っていない。
- ・ 税効果会計が必要なものには適用する。

3. 商品在庫

期首商品棚卸高	正常商品	2,600 個@ 15 千円
	長期滞留品	200 個@ 6 千円

長期滞留品は取得原価@ 15 千円から前期末に評価を切り下げたものであるが、計上した評価損については税務上に損金算入が認められなかったため、一時差異として税効果会計を適用している。ただしこれらの長期滞留品はすべて当期中に販売したため、前期末に否認された評価損は、当期の課税所得計算において損金として認容された。

期末商品棚卸高	正常商品	3,200 個@ 14 千円
---------	------	----------------

4. 建物の減価償却

取得原価 200,000 千円の建物(当期首までに 2 年分の減価償却を実施済み)について、残存価額を取得原価の 10%、耐用年数 45 年とする定率法(償却率 0.050)で減価償却を行っているが、税務上の減価償却方法としては定額法を採用しなければならない。減価償却費のうち税務上で損金算入できない額については、税効果会計を適用する。

5. リース備品

当社は×5 年 3 月 31 日にリース会社との間で備品のリース取引を行った。リース期間は 6 年、1 年当たりのリース料は 2,439 千円で、×5 年 3 月 31 日を第 1 回支払日として、毎年 3 月 31 日に小切手を振り出して支払う契約である。

この取引はファイナンス・リース取引であると判定されるが、契約条件に照らせばリース物件の所有権が借手に移転することは認められないので、×5 年 3 月 31 日および×6 年 3 月 31 日に支払ったリース料については通常の賃貸借取引として会計処理を行った。しかし当期首にさかのぼって、通常の売買取引に準じて会計処理を行う方法に変更することとした。

リース物件の取得原価相当額の決定に際しては、契約上のリース料総額から利息相当額を控除するものとし、利息相当額は当社がこの物件の購入に要する資金を銀行から追加的に借り入れると仮定した場合の利子率年 7%に基づき算定する。この備品の減価償却は定額法による。なお、このリース取引に関しては税効果会計の適用は考えないものとする。

6. 企業年金

当社は確定給付型の企業年金制度の採用しており、従業員に掛金の拠出を求めることなく、もっぱら会社が所定額の掛金を拠出して、退職給付の支給に備えている。数理計算に基づく退職給付債務および年金資産の公正な評価額は次のとおりであった。退職給付債務の算定に係る割引率は年 3.5%、年金資産に係る期待運用収益は年 4%である。

	退職給付債務	年金資産
期首	100,000 千円	70,000 千円
期末	110,000	77,000

年金給付支払額および掛金拠出額は年 1 回だけ決算日に当座預金から支出しており、当期末の支出額はそれぞれ 3,000 千円、および 8,000 千円であった。残高試算表に計上された掛金拠出額は、決算に際して整理する。

なお、当期は年金資産の実際運用収益率が期待運用収益率を下回ったため、数理計算上の差異 800 千円が発生しているが、重要性に乏しいため認識しないこととした。このほか未認識の過去勤務債務および会計基準変更時差異は存在しない。

当社の退職給付引当金の税務上の評価額は期首・期末ともゼロであり、したがって貸借対照表計上額との差額に関して税効果会計を適用する。

7. 法人税等の計上

次の手順で算定した当期の課税所得額に実効税率 40% を乗じた額を「法人税等」として損益計算書に計上する。

税引前当期純利益	()
(加算)貸倒引当金繰入否認額	+ ()
(加算)減価償却費否認額	+ ()
(加算)退職給付費用否認額	+ ()
(減算)前期商品評価損認容額	- ()
(減算)上記以外の永久差異	- 17,345
課税所得額	()

〔資料〕在外子会社の連結に関する事項

1. 株式の取得

- ×4 年 12 月 20 日に、P 社はアメリカ企業 S 社(決算日は 12 月 31 日)の株式の 60% を 800 千ドルで取得し、S 社を連結子会社とした。P 社は S 社株式を取得時の為替レート(\$ 1 = ¥ 110)で換算し、貸借対照表に計上した。
- S 社の決算日は P 社と異なるが、差異が 3 か月を超えないので、S 社の正規の決算を基礎として連結決算を行うこととし、決算日の差異に起因する親子間の会計記録の不一致は、S 社の会計記録を調整して解消する。ただし損益計算書の「法人税等」の金額は変更しない。

2. 前期末の貸借対照表

- ×4 年 12 月 31 日における S 社の貸借対照表は次のとおりであった。P 社に対する債権債務はない。当日の為替レートは \$ 1 = ¥ 110 であった。

現金預金	20	諸負債	300
建物	700	資本金	600
土地	400	利益剰余金	220
	1,120		1,120

- 連結にあたり、S 社の土地を全面時価評価法で時価 700 千ドルに評価替えした結果を S 社の個別財務諸表に反映させるとともに、評価差額に関して実効税率を 40% として税効果会計を適用する。連結調整勘定は、×5 年 4 月 1 日に開始する連結事業年度から 20 年にわたり每期均等額ずつ償却する。

